

議案第五十一号

三朝町社会教育委員に關する条例を次のように制定するものとする

昭和廿年六月二日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿年六月二日 議決

三朝町議會議長 天野

原案可決



三朝町社会教育委員に關する条例

第一条 社会教育法ヲ一條の目的を達成するため三朝町教育委員会（以下

教育委員会と言ふ）に三朝町社会教育委員（以下委員と言ふ）を置く

第二条 委員の定数は二〇人とする

第三条 委員の任期は二ヶ年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

2. 前項の任期は教育委員会の委嘱の日から起算する

第四条 教育委員会は特別の事情があると認めたとときは委員の任期中でもこれを解嘱することが出来る

第五条 委員の費用弁償は毎年度予算の範囲内に於てこれを支給する

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十年四月一日より適用する